

(5) 模倣品対策

日本版プロパテント政策の一環として、我が国企業の知的財産権の国際的保護を図るため、特に、アジア諸国を中心とした模倣被害への対策強化に取り組んでいる。

1998年3月に模倣品相談窓口を設置したのを皮切りに、税関・警察などの執行機関との連携強化、相手国政府への働きかけ、現地情報の収集と国内産業界への提供、模倣対策マニュアルの作成等を行っている。2000年度の主な活動実績は以下のとおり。

